

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 林業課

法令名	林業労働力の確保の促進に関する法律			法令番号	平成8年法律第45号		
手続名	改善措置についての計画の認定の取消し			根拠条項	第6条第2項		
処分基準	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（法第6条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って改善措置を実施していないと認めるとき。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	林業課	交付機関	林業課	目次